

「里山・田園」を叩き壊す安倍政権 種子法廃止が招く 「国土荒廃」

前号で危険性を指摘した主要農作物種子法(種子法)の廃止法案は、本格的な議論がほとんどないまま、四月十四日に参院で可決・成立してしまった。この日は日本が主食、つまりコメの安定供給を放棄した起点として記憶されるべきだ。種子法は、日本がサンフランシスコ条約に調印し主権を回復した一九五二年に成立した。少なくとも主食のコメ、麦、大豆だけは自給を旨とするという強い覚悟を示し、それを米国なども認めたのだ。

種子法は来年四月一日に廃止され、コメは「主要農作物」の地位を失う。品不足が話題のジャガイモと同様、稲作の経営規模は拡大し、中小農家の撤退は加速する。経営は効率化され、価格は安くなるかもしれない。しかし一方で、食料安全保障の基本である産地の分散化と品種の多様性は失われ、天候や病虫害の影響を受けやすくなり、リスクは拡大する。かつてジャガイモは全国どこでも生産された。しかし今やカルビーの規格を満たす特定品種のジャガイモの生産は北海道十勝地方に集中している。全国各地で栽培されている

的な発展は放棄され「都市」という点の連続になる。日本列島をシंगाポールのような都市国家の集合体とするイメージだ。日本は、不効率でも都市と農村のバランスのとれた発展を目指す「均衡ある国土形成」を進めてきた。その政策を転換するのか。安倍晋三首相は「息をのむような美しい田園風景を守る」と熱く語ってきたではないか。「守るべき風景」とは何なのか。国土形成の在り方は、熟議の上決められるべきではないのか。

一連の農政改革は、「均衡ある国土形成」の転換を先導する内容だ。奥原次官は「農業が産業化し、農水省が要らなくなるのが理想だ」と公言するが、現行の農水省設置法は同省の任務として、「食料の安定供給の確保」などと並列して、「農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の發揮(第三条)を明記している。これに違反する事務次官の発言を、国会は問題にしないのか。四月五日の衆院農林水産委員会、村岡敏英議員(民進党)に「大臣も同じ考えか」と問われた山本有二農相は「奥原次官の真意かどう

多様なコメの生産・流通の将来は、北海道の台風による被害で店から姿を消したポテトチップスと同じ運命だ。

種子法を根拠に品種改良や普及に必要な予算を確保してきた都道府県は、遅かれ早かれこの予算を縮小・廃止する。特に稲作が相対的に不利な地域の撤退は早いだろう。農業試験場の技術者は失業するか、民間の種子企業に就職するか、あるいは農業試験場自体が民間化されるかもしれない。農業普及員の行く末も同じだ。営農指導を通じて日常的な対話が織りなしてきた農家と行政の絆は断ち切られる。

民間の事業者は、毎年大量に種子を購入する大規模農家や育苗事業者には、自社の指導員を派遣して懇切丁寧に指導するが、儲から

かば疑問」と擁護したが、本人が明らかにする問題だろう。農業基本法(一九六一年)の成立に大きな役割を果たした小倉武一農林省事務次官(後に政府税制調査会会長、日銀政策委員会など歴任)は、かつて「一粒よく万粒を实らせ、以て農林漁業経済の安定を図ることこそ政策の根底でありまた治国の根本である」と繰り返して説いた。奥原次官は、この大先輩の教えをどう聴くのか。

J A、地方メディア、野党も同罪

本来農村を守り、食料の安定供給に責任を持つ立場にある農業協同組合(J A)は何をしているのか。J Aグループは、全国農業協同組合中央会(J A全中)の社団法人化や全国農業協同組合連合会(J A全農)の株式会社化には、猛烈に抵抗したが、種子法廃止や農工法改正への反応は鈍く、かれらが守ろうとしているのが「組織」であることを露呈した。

農業試験場の存亡など、直接の影響を受ける自治体は沈黙状態だ。主要メディアもほとんど報じない。種子法廃止を批判したのは、毎日

ない中小農家は相手にしない。旧財閥系企業が種子開発に熱心なのは偶然ではない。種子を握れば、その品種の栽培に最適な農薬、肥料、農機具などの販路を拡大できる。

農水省設置法に背く奥原次官

種子法廃止の影響は食料分野にとどまらない。その本質は、種子法廃止と同時並行的に国会で審議されている農村地域工業等導入促進法(農工法)の改正や、農業競争力強化支援法案(強化法)とセットで評価しなければ見えてこない。農工法は、農地転用の特例業種にサービスマンを追加するなど転用規制を緩和する。強化法によって、農業経営の規模拡大や企業参入を促進する。

中小農家は撤退し、農地は大規模新聞、東京新聞、岩手日報、岐阜新聞などごくわずかだ。

食の安全・安心を求める消費者グループはどうか。四月三日の参院の院内学習会では「遺伝子組み換え食品が増える」という的外れな批判を展開した。遺伝子組み換えを規制するのはカルタヘナ法であり、種子法は直接関係しない。説明を担当した農水省技術会議事務局の課長補佐は、種子法廃止の狙いを「戦後六十五年たっている」「正しくは戦後七十二年」と述べ、安全性については「私にも妻子がいる」という非科学的な説明で失笑を買った。農水省の役人の「脳力」はこの程度なのか。

種子法廃止法案をめぐる参院の審議では付帯決議が採択されたが、要するに「大きな不安を招かないよう努力する」という形ばかりの免罪符だ。政府は強化法案

模農家に集約するか、工業用地や宅地へ転用する。不効率な中山間部の田畑はどうなるのか。農林水産省の奥原正明事務次官は「地目を変更するでしょうね」と言いつまり、中山間部に散在する不効率な農家に撤退を迫り、居住を断念させ、過疎地域の集落を畳み、草地や原野に戻すということだ。

筆者は、こうした人口の都市への集中を図る国土形成を頭から否定するつもりはない。日本では人口減少が続く、すでに「消滅自治体」の具体名が挙げられている。県庁所在地においても、不効率な商店街を整理し駅前を開発し、高層ビルへの人口集中を促す、いわゆる「コンパクトシティ化」が進んでいる。欧州のように厳格な都市計画が機能していれば、合理的に分離された都市と田園の景観は美しい。日本でその模倣が可能かどうかは大きな疑問だが、一つの政策としてありうるだろう。

問題は、国土形成という決定的に重要な政策課題が、ろくな議論もないまま、なし崩し的に進められていることだ。目先の効率だけを徹底的に追求すれば、国土の面

と種子法廃止法案などの一括審議を求めたのに対し、野党の反対で分離審議となった。これらの法案の本質が、国土形成に直結する性格だと見抜くことができれば、法案は一括審議するのが妥当だった。野党は、「農村の美しい風景を守るための法案」とでもいうべき対決法案を提示し、国土形成のあり方を論争するべきだった。亡国農政の責任は、野党にもある。



農地は荒れ、集落は潰れ、国土が徐々に蝕まれていく(岩手県奥州市の限界集落に点在する廃屋)

それは、コンビニを新しくする合い言葉。

Fun & Fresh

コンビニにしかできないことって、なんだろう？

それはきっと、そこで働くひとりひとりがお客さまのことを想い、なくてはならない身近な存在になること。

来るたびに楽しい発見があって、新鮮さにあふれたお店。

そんなお店がお客さまを笑顔にする瞬間を想って。

今よりもっと、あなたと、コンビに。

わたしたちのこれからに、ご期待ください。



あなたと、コンビに、
FamilyMart



ミコ界 マス業なし

長時間労働が当たり前だったメディアの取材現場で「働き方改革」が始まっているが、軋轢も起きている。

TBS政治部では、休日出勤した記者に代休取得を厳命。しかしNHKの「日曜討論」の現場取材を行った若い自民党担当記者が代休を申請したところ、直属の上司に却下された。これが上層部の知るところとなり、「政治部会が開催されるという物々しい騒ぎになった」(TBS関係者)。その場で政治部長が当該上司を面罵して、「二分でも休日出勤したら代休を取らせることを改めて周知した」(同)とのこと。

NHKでは今年に入って夜回り取材や休日出勤の制限が始まっているが、四月には、勤務状態をより正確に把握するため、GPS端末を記者に持たせて管理する計画を発表した。しかし「すぐに記者からの猛反発を受けて取り下げられた」(NHK関係者らしい)。

時事通信社でも夜間勤務についての新たなルールが四月二十四日から運用開始となった。夜八時以降の夜回りや打ち合わせなどは、「その日のうちに記事化できないものは仕事と認められない」(時事関係者)そうだが、夜回りや政治家との酒席がすぐに記事になるケースのほうが少なく、実質的な夜回り禁止令だ。現場からは「いざというときに話を聞ける先がいなくなるが、そうやってからでは遅い」(同)との危惧も。

朝日新聞では四月下旬に働き方改革に関する社内議論が始まったが、「長時間労働一律禁止ではまともな取材ができない」(朝日関係者)との声も多い。記者は一般の労働者と同列か否かという議論が必要だろう。

二〇一九年十月に予定されている消費税率の一〇%への引き上げが刻々と近づいているが、書籍、雑誌への軽減税率適用議論はすっかり忘れ去られている。昨年の通常国会では議論が煮詰まらず、「継続協議」という名の下に棚上げされたままだ。

出版業界からは「雑誌協会などの業界団体は、新聞協会と比較して政治力がない」(大手出版社関係者)と不満が漏れる。最大のネックとなった有害図書を指定するための枠組み作りなどを考えると、遅くとも今秋には議論を再開しなければ「適用は物理的に不可能になる」(政治部記者)。

実はハードルは、有害図書だけではない。雑誌を対象とすると、新聞への適用条件とした「週二回以上発行される発行物で、宅配定期購読契約が結ばれたもの」というルールが無意味になる。この基準自体が、「共産党の最大の収入源である赤旗日曜版を排除するために作られたとされている」(同前)ため、公明党の了承を得られるかが課題となる。また、店頭で販売される書籍・雑誌への適用は、駅売りなどの新聞を適用除外としたことと整合性がとれなくなるなど、一筋縄ではないかな問題が山積している。出版文化に配慮しない政治の浅慮を嘆いても始まらないが、業界にとっては増税の再々延期がベストか。

編集後記

オランダ生まれの歴史家フランク・ディケーターの『毛沢東の大飢饉』(邦訳書田社)は、一九五八〜六二年の大躍進時代に起きた中国の悲劇を克明に綴った。死者四千五百万人という数字も衝撃的だが、全国民に害鳥退治を命じた結果、害虫が増えて農業に大打撃を与えたり、無理な自然改造で洪水を起したりと、飢饉が人災だったことが分かる。危機のさなか、地方の役人がなげなしの穀物に水を足して報告(水増し)、すべて腐らせたという記述には、寒気を覚えた。

その国が今や穀物過剰だ(今月号三六頁)。結果は正反対だが、党中央の号令、党員たちの隷属、ごまかしと手抜きという構図は、当時と変わらない。歴史好きで知られる現指導部は、同書を禁書にした。誤りを繰り返すはずである。(幹)

選択五月号 二〇一七年五月一日発行

年々購読料 二、〇〇〇円(税込) 冊 一、〇〇〇円

編集人兼発行人 湯浅次郎

発行所 選出版株式会社 <http://www.seitaku.co.jp>

東京都港区西新橋三三三 西新橋Tビル十階

〒一〇五-〇〇〇三 電話 〇三-三四三三-一四五一(代)

印刷所 大日本印刷株式会社

●本誌は年間予約購読：ご自宅郵送制です。年間予約購読料十二冊二、〇〇〇円(送料含む)。外国在住の方のご注文については別途送料として一律六、〇〇〇円年間加算させていただきます。お問い合わせは販売部へお願い致します。

販売部 東京都港区西新橋三三三 西新橋Tビル十階

〒一〇五-〇〇〇三

電話 〇三-三四三三-一七四一 FAX 〇三-三四三八-〇七〇五

●購読料のお支払いは弊社よりお送りいたします請求書に添付の郵便局専用払込票にてご送金ください。

郵便振替 〇〇-八〇-〇一四六-二七 加入者選出版株式

みずほ銀行虎ノ門支店 一九六〇-一四六

三井住友銀行日比谷支店 九五五四四九

三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店 四三〇四五六

りそな銀行虎ノ門支店 三〇三五五七

丑、落しはお取り替えます。